

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日より地方消費税率は100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

（単位：千円）

事業名	予算額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
社会福祉事業	528,547	267,713		241	260,593
重度障害者医療費助成事業	48,813	15,872		13,836	19,105
小規模作業所事業	12,575			25	12,550
隣保館事業	15,751	2,670		1	13,080
児童福祉事業	19,881	4,037		14	15,830
乳幼児医療費助成事業	19,906	2,416		1,943	15,547
児童措置事業	78,558	66,030		0	12,528
母子福祉事業	104	76		0	28
母子家庭医療費助成事業	5,443	2,357		729	2,357
児童福祉施設事業	290,303	7,606		200,753	81,944
就学援助事業	7,411	35		0	7,376
高齢者福祉事業	115,006	22,720		9,709	82,577
高齢者福祉施設事業	6,576			316	6,260
小 計	1,148,874	391,532		227,567	529,775
社会保険					
国民年金事業	5,551	2,259		0	3,292
国民健康保険事業	154,704	62,562		1,436	90,706
介護保険事業	230,310	20,304		0	210,006
後期高齢者医療保険事業	263,385	56,360		5,933	201,092
小 計	653,950	141,485		7,369	505,096
保健衛生					
疾病予防対策事業	98,817	68,070		1	30,746
母子健康指導事業	16,354	0		0	16,354
保健センター事業	97,606	12,000		69,613	15,993
健康づくり推進事業	1,746	0		0	1,746
健康増進事業	25,527	942		432	24,153
地域医療対策事業	207,953	0		91,100	116,853
小 計	448,003	81,012		161,146	205,845
合 計	2,250,827	614,029		396,082	1,240,716
					うち引上げ分の 地方消費税 102,000